（別紙様式１の２）

**外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート**

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

申請年月日：　　　　　年　　月　　日

申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　　所属・職名

連　絡　先：　Tel　　　　　　　　　　　 E-mail

１．受入予定者

|  |  |
| --- | --- |
| 受入カテゴリ（該当欄にチェック） | □留学生〔 □大学院生　□学部学生　□研究生　□聴講生　□科目等履修生　□その他（　　　　　　　　　）〕□研究者・教員〔 □雇用関係あり（職名：　　　　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　　 ）〕□訪問者　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名 |  |
| 出身国（国籍） |  |
| 出身組織 | （学　士）（修　士）（博　士）（その他） |
| 受入予定期間 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日　　～　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に全員を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

◆学部や講義のみ又は人文・社会科学系課程で受け入れる場合には、「２．受入予定研究室・提供予定技術等」以下の欄の記入は不要です。

ただし、研究室等において学部生等に公知ではない研究に参画させる場合や、人文・社会科学系においても、地中探査を行うための合成開口

レーダーを外国に持ち出す場合等は、許可が必要となるケースがあるため、「２．受入予定研究室・提供予定技術等」以下も記入してください。

２．受入予定研究室・提供予定技術等

|  |  |
| --- | --- |
| 専修・研究室等 |  |
| 指導教員・技術提供者 |  |
| 研究分野名 |  |
| 受入予定者の研究計画 | （用途・目的についても可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。） |
| 提供予定技術の概要 | （可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。） |

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に全員を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野を記載してください。

３．受入予定者の懸念情報

|  |  |
| --- | --- |
| 受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。※必ず最新のリスト（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照してください。 | □はい　　□いいえ |
| 受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。 | □はい　　□いいえ |
| 受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| 受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。 | □はい　　□いいえ |
| 受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。 | □はい　　□いいえ |
| 受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □はい　　□いいえ |
| その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。 |

４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |
| 上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。 |

　※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

５．自己判定

|  |  |
| --- | --- |
| 「４．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。 | □はい　　□いいえ |
| 「３．受入予定者の懸念情報」のすべてが「いいえ」である | □はい　　□いいえ |

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□　受入可　　　　　　　　　　　　　　　（担当者確認欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理責任者 | 管理担当者 |  |  |
|  |  |  |  |

□　取引審査票の起票を要する